

京都市告示第515号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、平成25年6月27日付け京都市告示第193号により告示した特定有害物質によって汚染されている区域の指定を、同法同条第2項の規定に基づき、次のとおり解除します。

平成26年2月27日

京都市長 門川 大作

1 指定を解除する区域

京都市左京区大原戸寺町20番1, 21番及び22番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物, 砒素及びその化合物, 水銀及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)